

10月1日スタート！

# スマートフォン決済で市税などをどこでも便利に簡単納付！



## 利用できる税金・料金

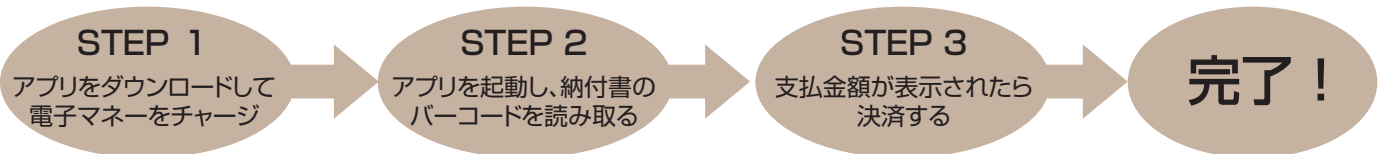
市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、水道料金・下水道使用料

## まずはアプリをダウンロード！

利用できるアプリは3つ！まずはスマホ・タブレットにダウンロードして利用の準備をしましょう。(通信料は利用者負担です)



## どこでもかんたん！利用方法



注意  
点

- ・領収証書は発行されません。アプリ内の取引履歴での確認となります。
- ・車検用の納税証明書が必要なときなど、領収証書が必要な場合は市役所、金融機関、コンビニの窓口で納付ください。
- ・コンビニ利用期限が過ぎた納付書やバーコードの印字がない納付書は使用できません。

詳しい注意点は市ホームページや各アプリのサイトをご確認ください

市ホームページ  
スマートフォンアプリ納付について▲

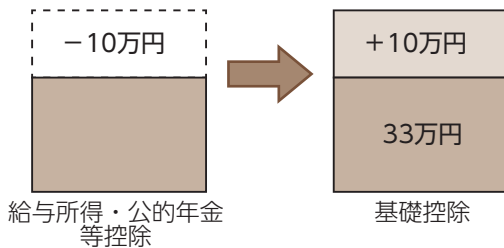


問 税務課納税推進室 ☎355-5964、水道お客さまセンター ☎364-1411

## 令和3年度から

# 市・県民税のしくみ、ちょっと変わります！

## ①給与所得・公的年金等控除額が10万円減り、その分が基礎控除額に振り替えられます



振り替えなら…税額は変わらない気がするけど今までと何が違うの？

- ①事業収入の人は控除の合計が大きくなり、税額が低くなる場合があります
- ②扶養親族の対象になる所得要件も38万円から48万円に引き上げられます



## ②「ひとり親控除」が新設されます

大きく変わる方は、婚姻歴が無く扶養のお子さんがある方です。今までは「寡婦(寡夫)控除」の適用外だった方も新設の「ひとり親控除」が適用できることがあります。

### 「ひとり親控除」の対象になる3要件

- ①婚姻歴に関係なく生計を同じにする子(総所得金額等48万円以下)を有する方
- ②合計所得金額が500万円以下の方
- ③住民票に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がなく、事実婚状態にない方

所得税も同様の改正があります  
国税庁ホームページ▶



市ホームページ  
制度改正を詳しく掲載▶



問 税務課市民税係 ☎355-5914